

東京都景観計画の変更《概要》

(文化財庭園等景観形成特別地区の追加指定(小石川植物園))

1 文化財庭園等景観形成特別地区について

現在、東京都景観計画において、8か所の文化財庭園等の周辺について景観形成特別地区に指定し、庭園内部からの眺望を意識し、その周辺における建築物の外壁の色彩や隣棟間隔、屋外広告物の表示などについて、適切な規制・誘導に努めています。

(詳細は東京都景観計画参照)

http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/keikan/machinami_01.html

2 変更の概要

(1) 小石川植物園

小石川植物園は、江戸幕府が設置した小石川御薬園を前身とし、明治10年に東京大学の植物園となりました。平成24年9月に文化財保護法により国の名勝及び史跡に指定されています。

(2) 東京都景観計画変更の概要

東京都景観計画では、都市開発諸制度を適用する大規模建築物等について、東京都景観条例に基づく事前協議制度を設けています。現在、文化財庭園等景観形成特別地区に指定されている8庭園は、庭園等の外周線からおおむね1kmの範囲を景観誘導区域として、大規模建築物等の景観誘導を行っており、今回、小石川植物園周辺について、新たに大規模建築物等の建築等に係る景観誘導区域を設け、大規模建築物等の景観誘導を行っていきます。

〔参考〕文京区景観計画

平成25年10月策定の文京区景観計画において、小石川植物園周辺地域は文化財庭園等景観形成特別地区に指定されており、文京区景観づくり条例に基づく届出制度により、区は建築物等の景観誘導を行っています。

なお、今回、東京都景観計画の変更と同時に文京区景観計画も変更を行い、文化財庭園等景観形成特別地区内の高さ20m以上の空間における屋外広告物の規制が加わります。

(詳細は文京区ホームページ参照)

<http://www.city.bunkyo.lg.jp/bosai/machizukuri/keikan/syokubutuen.html>